



特別区域に係る同項の高規格堤防その他河川の用に供される土地のうち農用地等として利用することにより河川の管理に支障を及ぼすおそれがないと認められるものを除く。)

六 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二条第一項(同項第五号を除く。)の業務又は同条第三項の業務(国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る)に係る

七 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備

八 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設

十 削除

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設する鉄道施設又は軌道施設

十二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が建設し、及び管理する鉄道施設又は索道施設のうち、当該事業者の鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供するもの

十三 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道

十四 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第一百五号)による石油パイプライン事業の用に供する導管

十五 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第一百三十七号)による漁港施設

十六 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)による海岸保全施設

十七 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識

十八 港則法(昭和二十三年法律第一百七十四号)による信号所

十九 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー

二十 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

二十一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による認定電気通信事業の用に供す

する空中線系(その支持物を含む。)又は中継施設

二十二 放送法(昭和二十五年法律第八百三十二号)による基幹放送の用に供する空中線系(その支持物を含む。)及びこれと併設される送信装置

二十三 電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物(発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。)

二十四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)によるガス工作物(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物を除く。)

二十五 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道

二十六 水害予防組合が行う水防の用に供する施設

二十六の二 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(次に掲げる要件の全てを満すものに限る。)において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設で、第二十八号イからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該計画に係る区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から農業委員会の意見を聴いて市町村が条例に基づき定める計画であること。

ロ 当該計画を定めようとするときにその旨を公表し、当該計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供し、当該公告を行つた市町村の住民に意見書を提出する機会を付与した上で定めた計画であること。

ハ 当該計画に係る区域内の自然的経済的社會的諸条件からみて、法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、法第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

二 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみて、当該計画において農用地等以外の用途に供することを予定する法第十条第三項各号に掲げる土地が妥当な規模を超えないものであること。

ホ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち第四条の三第一号ロから三までのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

ヘ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業(同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。次号ルにおいて同じ。)の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号ルにおいて同じ。)の存続期間が満了しているものであること。

ヘ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供する土地を農用地等以外の用途に供する前号に規定する計画に係る区域内の同項各号に掲げる土地のうち当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内外にある土地を農用地等以外の用途に供する場合にあつては、同項各号に掲げる土地のうち当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する計画に係る区域内の同項各号に掲げる土地のうち当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内外における土地利用の状況からみて、当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、地域計画(農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画をいう。次号ロにおいて同じ。)の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ト へに掲げるもののほか、当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

チ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

リ ロ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、法第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ヌ ホ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち第四条の三第一号ロから三までのいずれかに該当する事業の施行に供することにより、法第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

二までのいすれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものである。

当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合であつては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものであること。

当該計画に従つて法第十条第三項各号に

二　当該施設の設置により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ホ　当該施設の設置により、法第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ヘ　当該施設を設置するための事業の施行に関する行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、これらの処分がされていること又はこれらの処分がされる見込みがあること。

ト　当該施設の用に供される土地が、第四条

(送付に要する費用の納付方法)  
**第四条の七** 準用行政不服審査法施行令第十四条  
第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。  
一 郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれ

により行うものとする。

（二）当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地以外の用途に供するための事業が当該計画の策定の日から五年を超えない日までに開始される見込みがあること。

ことにより同号に規定する施設の用に供される

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電気通信事業者による情報処理組織を使用する方法により準用する審査法第三十八条第一項の規定による

農用地等の保全及び利用の状況  
農業の近代化のための施設の整備の状況  
農業従事者の農業以外への就業の状況  
農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備の状況

ための事業の施行に関して行政庁の免許、  
許可、認可等の処分を必要とする場合において、  
これらの処分がされていること又は  
これらの処分がされる見込みがあること。  
当該計画に従つて農用地等以外の用途に

に定められかねない。注第「三条第二項の規定による」。

八 その他地域の特性に応じて農業振興地域整備計画策定上必要と認められる事項

業が現に施行されている区域内に存する場合においては、当該土地を当該計画で定められた施設の用に供することにつき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られてゐること。

(映像等の送受信による通話の方法による口頭も  
同様とする)  
意見陳述等)

**第四条の八** 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当

八 その他地域の特性に応じて農業振興地域整備計画策定上必要と認められる事項  
**第六条** (交換分合計画の決定手続) 法第十三条の二第一項の規定により交換分合を行おうとする場合において、同条第三項の認可を受けようとするときは、法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付

当該農業振興地域における土地利用の状況(第五号又は第六号に掲げる事項に係る施設法第三条第四号の施設を除く。)で次に掲げる要件を全て満たすもの

見陳述（法第十一條第七項）（法第十三條第四項）

一 審理関係人その他の関係人から審理員にして行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知

二 審理員が審理関係人その他の関係人に對

一 法第十三條の五において準用する土地改良法第九十九条第一項において準用する同法第五十二条第五項前段の会議の議事録の謄本二 法第十三条の一第五項の同意があつたこと

号に掲げる土地に設置することが必要かつ適当であつて、同項各号に掲げる土地以外の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

うこの期日ににおける審理を行う場合には審

## **第五条** 法第十二條第二項（法第十三條第四項）

場合を含む）の同意があることを証する

に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

以下この条において同じ。)の異議の申出

**第五条** 法第十二条第一項（法第十三条第四項  
において準用する場合を含む。）の規定により公  
覽に供する農業振興地域整備計画書又はその旨  
しは、法第八条第一項の農業振興地域整備計画  
に係るものにあつては当該市町村の主たる事務所

場合を含む)の同意があつたことを証する書面、法第十三条の五において準用する土地改良法第二百二条第三項ただし書(法第十三条の五において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第二百七条において準用する場合を含む)

その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。

**第五条** 法第十二条第一項（法第十三条第四項  
において準用する場合を含む。）の規定によりび  
覽に供する農業振興地域整備計画書又はその  
は、法第八条第一項の農業振興地域整備計  
に係るものにあつては当該市町村の主たる事  
所に、法第九条第一項の農業振興地域整備計  
に係るものにあつては当該都道府県の主たる  
務所及び関係市町村の区域の全部又は一部を

場合を含む)の同意があつたことを証する書面、法第十三条の五において準用する土地改良法第百二条第三項ただし書(法第十三条の五において準用する土地改良法第百四条第一項及び第七条において準用する場合を含む)の同意があつたことを証する書面、法第十三条の三第一項前段の申出又は同意があつたことを証する書面、同項後段の同意があ





<p>〔過去五年間〕といふ。における次条第二項 第一号イからハまで及びホに掲げる事務の処理の状況の概要を記載した書類</p> <p>三 指定（令第十三条の三第一項に規定する指定をいう。以下同じ。）により当該指定の日以後申請市町村の長が行うこととなる事務（次条第二項第二号及び第三十七条の四第一項第二号において「開発許可事務」という。）</p> <p>四 関する組織図及び体制図</p> <p>前三号に掲げるもののほか、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類</p> <p>（指定の基準）</p>	<p>第三十七条の三 農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を定めている申請市町村を、令第十三条の三第二項第一号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。</p> <p>一 法第三条の二第一項に規定する基本指針及び法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿って、農用地の面積のすう勢及び農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。</p> <p>二 地方公共団体が策定した土地利用に関する計画に基づき開発行為（法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）が予定されていることその他の申請市町村として考慮すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案していること。</p> <p>農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。</p> <p>一 申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしたこと又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。</p> <p>イ 申請市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項又は農地法（昭和二十七年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項の規定による処分</p>
--	--

<p>口 第三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理</p> <p>都道府県知事が当該変更に係る同条第四項において準用する法第八条第四項の規定による協議において法令及びこの省令に定める要件を満たしてないとして同意しなかつたことがないこと。</p> <p>ハ 農地法第四条第三項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理（当該申請書に付された意見の内容が同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対しても同法、農地法施行令及び農地法施行規則に定める要件を満たしていないとして不許可の処分を行つたことがないこと（地方自治法第一百八十条の一の規定により申請市町村（同法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。）の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が開発許可事務を行ふこととなる場合に限る。）。</p> <p>（2）イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に關する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受け正に從事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続的に確保できると認められること。</p> <p>（3）面積目標の達成状況等の報告</p> <p>第三十七条の四 指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。）は、毎年四月一日から同月末までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>ホ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところによる処分により法第十五条の三の規定による命令又は農地法第五十一条第一項の規定による処分</p>	<p>若しくは命令に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理と該事務の処理が著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。</p> <p>イ 開発許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間ににおける法第五十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。</p> <p>ロ イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して二年以上従事した経験（以下この口において「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間ににおける法第五十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。</p> <p>（1）イの職員であつて、従事経験を有するもの</p> <p>（2）イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に關する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受け正に從事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続的に確保できると認められること。</p> <p>（4）面積目標の達成状況等の報告</p> <p>第三十七条の四 指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。）は、毎年四月一日から同月末までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>ホ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところによる処分により法第十五条の三の規定による命令又は農地法第五十一条第一項の規定による処分</p>
--	--

<p>（面積目標の達成状況等の報告）</p> <p>第三十七条の四 指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。）は、毎年四月一日から同月末までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>ホ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところによる処分により法第十五条の三の規定による命令又は農地法第五十一条第一項の規定による処分</p>	<p>二 開発許可事務に係る地方自治法第二百四十五条の五 第十三条の三第八項の規定による指定市町村が同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなかつたかどうかの判断は、指定市町村が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>ハ 令第十三条の三第七項の規定に違反したこと。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>（二）開発許可事務に係る事務処理体制（以下この号において「事務処理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。</p> <p>イ 開發許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間ににおける法第五十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。</p> <p>ロ イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して二年以上従事した経験（以下この口において「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間ににおける法第五十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。</p> <p>（1）イの職員であつて、従事経験を有するもの</p> <p>（2）イの職員であつて、開發許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に關する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受け正に從事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続的に確保できると認められること。</p> <p>（3）面積目標の達成状況等の報告</p> <p>第三十七条の四 指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。）は、毎年四月一日から同月末までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>ホ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところによる処分により法第十五条の三の規定による命令又は農地法第五十一条第一項の規定による処分</p>
--	---

(協定区域の明示方法)

第四十一条 法第十八条の第五第二項(法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図面をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。

(協定の変更の認可を受ける場合の添付書類)  
第四十二条 法第十八条の六第一項の規定による協定の変更の認可を受けようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(協定の目的となる施設)  
第四十三条 法第十八条の十二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。  
一 主として農業者に係る土地が利益を受ける農業用排水施設(令第十五条规定する施設を除く。)  
二 主として農業者の利用に供されている農業集落排水施設及び集会施設(協定の認定を受ける場合の添付書類等)

(協定の認定を受ける場合の添付書類等)  
第四十四条 法第十八条の十二第一項の規定による認定を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 協定に参加している者の合意があつたこととを証する書面  
二 協定の目的となる施設について設置者又は管理者がある場合にあつては、当該施設に証する書面  
三 前条第一号に掲げる施設に係る協定においては当該施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等の、同条第二号に掲げる施設に係る協定にあつては当該施設の利用者の相当部分が協定に参加していることを証する書面

前項の規定は、令第十六条第二項の規定による協定の変更の認定を受ける場合について準用する。 (協定に係る軽微な変更)

第四十五条 令第十六条第二項の農林水産省令で定める軽微な変更は、協定の目的となる施設の名称の変更、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

(権限の委任)  
第四十六条 法第六条第六項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条第一項(法第十三条第四項において準用する場合)

を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

この省令は、法の施行の日(昭和四十四年九月二十七日)から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月五日農林省令第三七号)  
この省令は、農業振興地域の整備に関する法律(一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十九号))の施行の日(昭和五十一年七月十五日)から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第一四九号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年八月二九日農林水産省令第三八号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月五日農林水産省令第四四号)  
この省令は、民事執行法の施行の日(昭和十五年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月五日農林水産省令第五九号)  
この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月五日農林水産省令第五五号)  
この省令は、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十五号)の施行の日(昭和五十九年十二月五日)から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月五日農林水産省令第五五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月五日農林水産省令第五五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月五日農林水産省令第五五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律(平成五年法律第七十号)附則第三条第二項の規定により同項に規定する旧農地保有合理化法人が行う旧農地保有合理化促進事業の実施について從前の例によることとしている間は、当該旧農地保有合理化法人が農用地地区内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為については、なお從前の例による。

附 則 (平成一五年一〇月一日農林水産省令第一〇八号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二七日農林水産省令第一四四号)  
この省令は、平成十六年二月二十九日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二七日農林水産省令第一〇八号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日農林水産省令第一四四号)  
この省令は、平成十六年二月二十九日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二日農林水産省令第一四四号)  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二日農林水産省令第一四四号)  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一九日農林水産省令第一四四号)  
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月一九日農林水産省令第一四四号)  
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

この省令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二九日農林水産省令第一〇八号)  
この省令は、公布の日から施行する。

(農業振興地域整備計画の変更に関する経過措置)

**第五条** この省令の施行前に農業振興地域の整備に関する法律第十一条第一項(同法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされた農業振興地域整備計画の変更であつて、第三条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の第四項第二十六条号の二から第二十八号までに掲げる施設の用に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行うものについては、第三条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の四第一項第二十六条号の二から第二十八号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成二八年三月二八日農林水産省令第二三号)

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二九年六月一四日農林水産省令第三六号)

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

**附 則** (平成二九年七月二一日農林水産省令第四二号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二三年七月一五日農林水産省令第四六号)

この省令は、農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年二月二八日農林水産省令第一五号)抄

(施行期日)この省令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年三月二八日農林水産省令第二一号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年三月三一日農林水産省令第二四号)

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年九月一〇日農林水産省令第四号)抄

(施行期日)この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年三月三一日農林水産省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二八年一月二八日農林水産省令第四号)抄

(施行期日)この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月二八日農林水産省令第二三号)

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二九年六月一四日農林水産省令第三六号)

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

**附 則** (平成二九年七月二一日農林水産省令第四二号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二三年七月一五日農林水産省令第四六号)

この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月二十四日)から施行する。

**附 則** (平成二九年九月二十五日農林水産省令第五六号)

この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十五日)から施行する。

**附 則** (平成三〇年八月三一日農林水産省令第五七号)

この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日(平成三十年八月三十一日)から施行する。

**附 則** (平成三〇年一月一六日農林水産省令第二三号)

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十一月十六日)から施行する。

**附 則** (令和元年九月一一日農林水産省令第二八号)抄

(施行期日)この省令は、令和元年九月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年三月三一日農林水産省令第七三号)

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和五年三月三一日農林水産省令第一三号)

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十六号)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二八日農林水産省令第六四号)

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和元年十一月一日)から施行する。ただし、第一条、第四条、第六条から第八条まで及び第十一条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和元年一二月二八日農林水産省令第六四号)

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和二年二月一四日農林水産省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年三月九日農林水産省令第一三号)

この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。

**附 則** (令和二年一二月二一日農林水産省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和四年九月二八日農林水産省令第五四号)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

**附 則** (令和四年一一月三〇日農林水産省令第六六号)抄

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

**附 則** (令和五年三月三一日農林水産省令第一三号)

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(以下「改正法」といいう。)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二八日農林水産省令第六四号)

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和六年四月一日)

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二八日農林水産省令第六四号)

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和六年四月一日)

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。